



2019年3月11日  
全国港湾18発第84号

厚生労働大臣  
根本 匠 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



## 労働関係調整法第37条に基づく公益事業の争議予告について

労働関係調整法第37条に基づき下記のとおり争議行為に関する通知を致します。

### 記

#### 1. 事 件

- (1) 事前協議制度等、産別協定の順守の要求に関する件
- (2) 雇用秩序の確立・年金制度の改定・諸労働条件の改定等産別協定改定の要求に関する件
- (3) 非指定港の指定港化に向けた取組み(特に三島川之江港)の要求に関する件
- (4) 産別最低賃金等、産別制度賃金引上げの要求に関する件
- (5) 港湾労働秩序の維持・確立、雇用確保のための産別制度改定の要求に関する件
- (6) 関連職種対策、及び日雇い不使用協定順守の要求に関する件
- (7) 安全・衛生諸課題(労災補償・熱中症対策等)の要求に関する件
- (8) その他

#### 2. 争議行為の日時

2019年(平成31年)3月22日午前0時より問題解決の日まで

#### 3. 争議行為の場所

全国港湾労働組合連合会及びその傘下の労働組合の組合員が従事するすべての港湾(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、東京都、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) (詳細別記)

#### 4. 争議行為の概要

前項記載の職場において、連続的あるいは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

以 上